

「EMU という制度はユーロ経済の持続的な発展にとって望ましいのか」

京都大学岩本ゼミナール

否定側立論

EMU は1999年に第3段階へと移行し、ユーロを非現金分野に導入し、2002年に現金通貨の流通を導入した。しかしながら、参加国は収斂4条件を完全に満たさないまま、ユーロを導入し、財政政策を構成国の主権に委ねたまま、しかも EU 財政の拡大によるユーロ域経済の安定措置もとることなしに EMU はスタートした。

また、ユーロ創出の過程で構造的失業や地域間格差といった問題は改善されたわけではない。

本論では、

1. 不適切なマクロ経済政策
2. 持続的な高失業率
3. 地域間の不均衡の拡大

によって、EMU という制度はユーロ経済の持続的な発展にとって望ましくはないことを主張する。

1. 不適切なマクロ経済政策

参加国の財政政策は、安定成長協定の下、財政赤字の上限が3%になるように規制されている。

財政赤字には、プライマリーバランスにおける財政収支 ($G - T$) と公債の利払い費にもなう支出 (R) に分けられる。

ユーロ域における財政赤字は安定成長協定に従えば

$$G - T / GDP + R / GDP \leq 0.03$$

である。

各国は、これまでに累積された政府債務の利子支払いがきわめて多大である（多くのユーロ参加国の利子支払いはGDP比率3%を越えている）ため、安定成長協定を遵守するためには、プライマリーバランスを（歳出をカットしてでも）黒字にせざるを得ないことを示している。

また、利子率が収斂している状況において、各国の債務残高は異なるにも関わらず、一律に3%ルールを課していることは、各国の財政政策の余地に格差があることを示している。そのような制限された財政政策の効果はきわめて限定的であり、不況から抜け出すための拡張的な財政政策の余地は不可能である

ECB の金融政策は特定国・地域に対しては発動されず、ユーロ域全体に発動され、経済構造の違いから金融政策のトランスミッション・メカニズム効果も各国ごとに非対称的である。

ECBによる公開市場操作の取引対象行の適格担保資産における補完的項目は各国ごとの金融市場が異なることを前提としており、金融・資本市場が活発化していくと予想される今後の状況において、効率的な資源配分は妨げられている。

各国金融市場は各国ごとの政府の監督体制におかれ、ECB は最後の貸し手の機能も果たしていないため、今後クロス・ボーダー取り引きがますます活発化してくる状況下において、ユーロ域の金融システムの潜在的な不安定性は、増大している事を示している。

このような EMU のマクロ経済政策下においては、経済停滞において需要を喚起するための適切なマクロ経済政策が発動されず、雇用創出能力に乏しいため、高失業率を是正することは出来ない。

2. 持続的な高失業率

労働生産性は低下してきており、それに伴う低率の資本蓄積に伴う低投資にも関わらず、EMU の経済政策は需要を喚起するには乏しく、雇用を創出することは出来ず、長期的な経済活性の低下をもたらす。

また、労働市場における下方硬直的な賃金構造に加え、社会保障給付の体系が要因となり、熟練度が低い若年労働者は市場への参入が阻まれ、産業構造の高度化にともなう労働力需要の変化に対応できず、低熟練労働者は職を得ることが出来ていない。

さらに、労働力需給のミスマッチが生み出されているのにも関わらず、EMUにおいてはEUレベルでの雇用政策の枠組みが欠如している。

また、高齢化と高い失業率は財政を圧迫化し、安定成長協定において制限されている各国の財政をよりいっそう、硬直化させる。

高失業率を持続的な下としている低技能・低熟練の労働者は主に、貧困諸地域に分布しているが、貧困諸地域から、コア諸地域への労働力移動が乏しいために、失業率が温存するとともに、地域間格差は持続している。

3. 地域間格差の不均衡

EU においては構成国間の格差是正は自らの課題であり、Cohesion（結束）の理念のもと、ユーロ導入以降、構成国国家間のマクロ的経済指標は多くの点において収斂を見せている。しかし一方で、構成国内の格差に対する対処は「補完性の原理」のもとで、各構成国に委ねられている。

地域格差の拡大は地域の生産性を反映する限りにおいて市場原理に即しており、ユーロの導入に伴ってますますその傾向は強くなっているといえる。

ユーロ圏における富裕なコアの所在や分布は、必ずしも国民国家の境界と一致しない。特にユーロ圏における貧困諸地域は主に、スペイン・ギリシャ・ポルトガル・イタリア南部・東ドイツである。

ユーロ導入によって、周辺諸国に多くの直接投資が行われ、その国の一人当たり GDP は増加しているが、失業率格差・所得格差の地域間格差は拡大しており、この傾向は累積する傾向にある。このことは、EU 財政が十分ではないことを示している。

また、域内の貿易パターンは垂直的差別化双方向貿易が増加傾向にあり、このことは、周縁国への直接投資が低付加価値生産に集中し、高付加価値生産はコア諸国の産業に担われるような国際分業関係が強化されることを意味する。

また、周縁諸国においては、質のレベルで層別化された製品を造る工場を一定地域に集積させることで、各国内の地域格差は増大していく。

このような格差の是正は次の要件によって解決される。

1. 労働の地域間移動

生産、雇用の分散によって生じる地域別のショックの度合いを調整するのに不可欠であるが、ユーロ圏においては労働力の地方間移動はきわめて少ない。

2. 財政資金の地域的移転

EU 財政は EU の GDP 比 1.2% ときわめて規模が小さく、周縁国の経済成長の一要因であった構造基金は今後、縮小される予定である。

また、各国の財政も安定成長協定によって、制限されており、十分な自動安定化装置が働かない。

しかしながら、これらの要件を EMU は満たしていないため、地域間格差の拡大を是正する事は出来ない。

結論

1990年代以降、脱工業化によって、産業構造は大きく変化し、労働生産性の下落とともに低率の資本蓄積に伴う低投資が主となり、長期にわたり経済活性が喪失されているにもかかわらず、EMUにおけるマクロ経済政策は貧困であり、新たな雇用を創出するような需要を喚起する役割は望めない。

さらに、持続的な高失業は社会保障支出を通じて、安定成長協定に縛られた財政を圧迫し、硬直化させる。

このような高失業は部門間における雇用のミスマッチのみならず、地域間格差に要因が求められる。

しかしながら、EMUにおいてはEU財政は地域間格差は是正するほどには十分ではなく、所得格差・失業率格差は拡大してきており、将来世代に不利益をもたらす。

以上の要件により、EMUという制度はユーロ経済の持続的な発展にとっては望ましくはない事を主張する。